

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 ご利用事業所の概要

(1) 事業所概要及び提供地域

事業所名	甲南病院訪問看護ステーション
サービス	予防訪問看護・訪問看護
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木958番地
事業所番号	2561490067
電話番号	0748-86-8762
提供地域	甲賀市(甲南町・甲賀町・水口町) (地域外の方でもご希望の方はご相談下さい)

(2) 職員体制

	資格	業務内容	人員数
管理者	看護師	従業者の管理、訪問看護に係る調整、業務の把握 苦情処理その他の管理を一元的に行う・看護業務	常勤 1名
サービス提供者	看護師	療養上の看護業務	常勤 5名 非常勤 3名
	理学療法士	療養上のリハビリ業務	常勤 2名
事務職員	医療事務	電話対応・事務全般	常勤 1名

2 営業日・利用時間

営業日	月曜日～土曜日	営業時間	8:30～17:00
その他	・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み ・緊急時の連絡先 電話0748-86-8762(24時間連絡可能) ・ご不明な点は、何でもお尋ねください。		

3 サービス提供内容

- バイタルチェック(血圧・体温・脈拍等)
- 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・爪切り・足浴手浴など)
- 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- 医療的処置(創傷及び褥瘡処置・留置カテーテル管理・在宅酸素療法管理・人工呼吸器管理
喀痰の吸引・点滴・洗腸や摘便など)
- リハビリ援助(歩行訓練・言語訓練・嚥下訓練など)
- 介護者への援助(介護方法の指導・社会資源の紹介・食事指導・介護者の健康相談等)

4 サービス利用料及び利用負担

《介護保険による訪問看護》

利用料(1回につき)

(※1円未満四捨五入)

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 ※夜間・早朝又は深夜に限る					30分未満				
	基本 単位	10割	利用者負担			基本 単位	10割	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	(予)303	3,147円	315円	629円	944円	(予)451	4,699円	470円	940円	1,410円
	(介)314	3,272円	327円	654円	982円	(介)471	4,908円	491円	982円	1,472円
早朝 夜間	上記と同額					(予)564	5,877円	588円	1,175円	1,763円
	上記と同額					(介)589	6,137円	614円	1,227円	1,841円
深夜	上記と同額					(予)677	7,054円	705円	1,411円	2,116円
	上記と同額					(介)707	7,367円	737円	1,473円	2,210円
サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	30分以上1時間未満					1時間以上1時間30分未満				
	基本 単位	10割	利用者負担			基本 単位	10割	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
昼間	(予)794	8,273円	827円	1,655円	2,482円	(予)1,090	11,358円	1,136円	2,272円	3,407円
	(介)823	8,576円	858円	1,715円	2,573円	(介)1,128	11,754円	1,175円	2,351円	3,526円
早朝 夜間	(予)993	10,347円	1,035円	2,069円	3,104円	(予)1,363	14,202円	1,420円	2,840円	4,261円
	(介)1029	10,722円	1,072円	2,144円	3,217円	(介)1,410	14,692円	1,469円	2,938円	4,408円
深夜	(予)1,191	12,410円	1,241円	2,482円	3,723円	(予)1,635	17,037円	1,704円	3,407円	5,111円
	(介)1,235	12,869円	1,287円	2,574円	3,861円	(介)1,692	17,631円	1,763円	3,526円	5,289円

・早朝、夜間(午前6時～8時・午後6時～10時)は通常料金の25%増となります。

・深夜(午後10時～午前6時)は通常料金の50%増となります。

※利用者に対し、週一回以上は20分以上の訪問を実施しており、医療処置等(吸引・導尿・経管
栄養等)が必要な場合、及び緊急を除き、単に状態確認では算定できません。

加算料金(以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます)

加算	基本 単位	10割	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,252円	625円	1,250円	1,876円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	5,981円	598円	1,196円	1,794円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,605円	261円	521円	782円	
ターミナルケア加算	2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	死亡月に1回
初回加算(Ⅰ)	350	3,647円	365円	729円	1,094円	初回のみ(退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません)
初回加算(Ⅱ)	300	3,126円	313円	625円	938円	初回のみ(退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません)
退院時共同指導加算	600	6,252円	625円	1,250円	1,876円	1回あたり(初回加算を算定する場合は算定しません)
看護・介護職員連携強化加算	250	2,605円	261円	521円	782円	1月に1回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	254	2,646円	265円	529円	794円	看護師等と同時に実施 30分未満
	402	4,188円	419円	838円	1,256円	看護師等と同時に実施 30分以上
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	201	2,094円	209円	419円	628円	看護補助者と同時に実施 30分未満
	317	3,303円	330円	661円	991円	看護補助者と同時に実施 30分以上
長時間訪問看護加算	300	3,126円	313円	625円	938円	1回あたり

加算	基本単位	10割	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制強化加算(Ⅰ)	550	5,731円	573円	1,146円	1,719円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200	2,084円	208円	417円	625円	1月に1回
看護体制強化加算 介護予防	100	1,042円	104円	208円	313円	1月に1回
★サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	6	63円	6円	13円	19円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	31円	3円	6円	9円	1回につき
口腔連携強化加算	50	521円	52円	104円	156円	1月あたり

★・・・全利用者に算定される項目

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して24時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。
(1か月内に2回目以降の緊急時訪問では早朝・夜間、深夜加算を算定します。)
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。
 - ①特別管理加算(Ⅰ)・・・◎在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態
 - ②特別管理加算(Ⅱ)・・・◎上記以外の在宅管理を受けている状態
 - ◎人工肛門・人工膀胱を設置している状態
 - ◎真皮を超える褥瘡の状態
 - ◎点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得て死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定します。
- ※ 初回加算は、新規の訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算は、痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、複数の看護師等、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間30分未満)に加算します。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔状態を評価して歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合に算定します。
- ※ 介護報酬の計算は、1か月の合計単位数に地域区分(6等地)の1単位10.42円を乗じて行うため、小数点以下の端数処理により上表と誤差が生じることがあります。

介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、介護保険給付金が直接事業所に支払われない事があります。その場合は、一旦利用料を全額お支払いいただきサービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市町村の窓口で提示しますと、審査後、差額の支払を受ける事ができます。

《医療保険による訪問看護》

(1) 利用料

利用者が加入する医療保険の各法に基づく本人負担分

※訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

項目	利用料	利用者負担			
		1割負担	2割負担	3割負担	
★訪問看護基本療養費 I	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問)	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費 III (外泊中の訪問看護)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 (1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師等と訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師と訪問	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者と訪問	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時、18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
★訪問看護療養費 機能強化型訪問看護管理療養費3	訪問初日	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
24時間対応体制加算 (1月につき)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
★訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		50円	5円	10円	15円
★訪問看護ベースアップ評価料(I)(1月につき)		780円	78円	156円	234円
特別管理加算 (1月につき)	重症度の高い利用者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	その他	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 (1回、がん末期等は2回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象のみ)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 (退院日)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算 (月に1回)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2に回まで)		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費1,2,3 (1月につき)		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2 (介護老人福祉施設等で看取り介護加算算定)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

★・・・全利用者に算定される項目

※ 訪問看護費の計算は、1カ月の合計金額から利用者負担額を計算するため、端数処理により上表と誤差が生じることがあります。

(2) 保険外利用料

- ・90分を越える訪問看護料(特別利用料金)
30分あたり1,000円
- ・休日サービス
1回 2,000円(90分を越える場合は上記に準じる)

《共通利用料 医療保険・介護保険》

・交通費

【介護保険】当事業所の事業実施地域内は交通費の負担はありません。事業実施地域外の場合は、事業実施地域を越えた地点からご自宅までの往復距離に対し交通費の負担が必要です。

【医療保険】当事業所からご自宅までの往復距離に対し、下記交通費の負担を必要とします。

距離	金額
1km以下	100円
3km以下	200円
3km超	2km毎に50円

(別途消費税)

・通常の訪問看護サービス以外

介護保険・医療保険対象外の訪問で、保険を使わない、使えない場合。(別途消費税)

日中	1時間	8,000円
	30分	4,000円
夜間・早朝	1時間	10,000円
深夜	1時間	12,000円
交通費	医療保険に準じた額	

・キャンセル料 訪問看護サービスの利用中止について、連絡なく訪問予定時間に不在であった場合。

1回 700円

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

事前にご連絡頂いた場合のキャンセル料は不要です。ご連絡がない場合はキャンセル料が発生します。

連絡先	0748-86-8762
-----	--------------

《その他》

- ・日常生活上必要な物品・衛生材料代・・・実費
- ・死後の処置・・・・・・10,000円(別途消費税)
- ・訪問看護指示書料・・・・・・1通300円

料金のお支払方法

◇現金支払い・・・当月分の請求書を翌月20日頃までにお渡ししますので、翌月末までにお支払いください。

◇口座引き落とし・・・当月分の請求分を翌月23日に引き落としします。

・引き落とし日が土日祝日の場合はその翌日に引き落としとなります。

・収納代行会社:しがぎんビジネスサービス株式会社 SNS代金回収サービス

5 オンライン資格確認(医療DX情報活用)

電子資格確認を行なう体制を整えた上で、その情報の取得・活用によって質の高い訪問看護を提供します。

6 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により

主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡します。

7 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

8 業務継続計画(BCP)

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

9 虐待防止・ハラスメントに関する事項

- 1 事業所は、虐待・ハラスメントの発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待・ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止・ハラスメントのため指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止・ハラスメント等のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待・ハラスメントを受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

10 身体的拘束等

事業所は、利用者の生命又は体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

11 衛生管理等

- 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
 - (2) 事業所の設備及び備品について、衛生管理に努める。
 - (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する。
 - (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が知りえた個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

